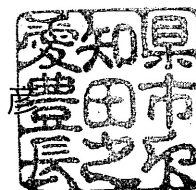


豊田市公告第483号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年9月16日

豊田市長 太田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名

豊田市博物館及び美術館における展示会場等運営業務委託

(2) 業務の概要

豊田市博物館及び豊田市美術館が展覧会開催の際に実施する、資料（作品）看視・観覧者対応・券売等の会場運営業務。

（別添「豊田市博物館及び美術館における展示会場等運営業務委託仕様書」のとおり。）

(3) 契約期間

委託期間の開始日から令和10年3月31日（金）まで

（準備期間 委託期間の開始日から令和9年3月31日（水）まで

業務期間 令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで）

(4) 提案限度額 226,960,261円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び業務からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) 公告日において、平成28年4月以降の官公庁民間を問わず発注の業務で、元請として税込金額1億1,500万円以上の「博物館又は美術館が行う展覧会の看視業務（券売及び案内業務を含む。）」の履行実績を有する者。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年9月16日（水）から令和8年9月30日（水）まで
(2) 交付場所 豊田市ホームページ内博物館のページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年9月30日（水） 午前11時まで
(2) 提出場所 豊田市役所 美術・博物部 博物館 施設・総務担当
（〒471-0034 豊田市小坂本町5-80）
(3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
(4) 添付資料 参加資格要件（6）が確認できる書類（契約書などの写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年10月1日（木）まで
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年9月30日（水） 午前11時まで
(2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
(3) 回答 令和8年10月7日（水）までに豊田市ホームページ内博物館のページ（又は参加者にメール）にて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ両面6枚以内（表紙、目次、見積書及び積算内訳書を除く。）に以下の内容を記載すること。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。

(1) 提案書類

ア 企業の業務実績に関すること

(ア) 会社概要

(イ) 平成28年4月以降の、博物館又は美術館（官民を問わない。）

が開催する展覧会の看視業務（券売及び案内業務を含む。）の元請

としての受託実績（博物館・美術館名、主な展覧会名、請負金額、

契約期間、業務の概要、1日あたりの最多来場者数の実績値)

- (ウ) 現在元請として請け負っている博物館又は美術館(官民を問わない。)が開催する展覧会の看視業務(券売及び案内業務を含む。)の一覧(博物館・美術館名、主な展覧会名、請負金額、契約期間、業務の概要、1日あたりの最多来場者数の実績値)

イ 配置予定の業務担当者等の能力に関すること

- (ア) ア(イ)の実績のうち、業務担当責任者又はこれに準ずる立場で従事した1契約当たりの請負金額が最も高い実績(担当業務の概要、従事期間)

- (イ) ア(イ)の実績のうち、主任担当者(チーフ)(2名)又はこれに準ずる立場で従事した業務の実績(1展覧会あたりの延べ観覧者数15,000人以上の展覧会に従事した件数)

ウ 組織体制(責任体制及び実施体制)に関すること

組織体制図、各担当者(業務担当責任者、主任担当者(チーフ)(2名)、サブチーフ(2名以上)、各ポストスタッフ)の役割、配置人数等

エ マネジメントに関すること

- (ア) 観覧者数等に応じた、ポストの再配置の調整方法
(イ) 迷惑行為、不当要求、その他困難事案への対応
(ウ) 緊急時における観覧者等の安全確保や初動対応

オ 研修に関すること

カ セキュリティに関すること

公金及び個人情報取扱の方法

キ 取組意欲に関すること

提案限度額以内での博物館及び美術館の魅力向上、観覧者数や満足度等の向上に繋がる提案

- (2) 見積書及び積算内訳書(1部・提案書とは別に封筒に入れ、封をして提出すること。)

豊田市博物館における展示会場等運営業務委託に係る経費分と豊田市美術館における展示会場等運営業務委託に係る経費分の内訳を明確にし、合計金額の積算書を提出すること。

※様式は指定しないが、積算内訳書の中に、各種業務の8時間分(1ポスト)の単価及び制服に係る費用を記載すること。

(3) 作成上の留意事項

- ア A4縦長左綴じで、正本1部及び副本6部を作成すること。ただ

し、表紙の添付は不要。

イ カラー印刷又はモノクロ印刷であることは問わない。

ウ 提出期間内に書類を提出しなかった者は、本プロポーザル不参加とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出期限後は、提出された提案書類の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年10月19日（月） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所 美術・博物部 博物館 施設・総務担当
(〒471-0034 豊田市小坂本町5丁目80番地)

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和8年10月26日（月）午後1時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市美術館（〒471-0034 豊田市小坂本町8-5-1）

(3) 備考 ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。

イ 出席者は2名以内とし、うち1名は配置予定の業務担当責任者が参加すること。

ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。

エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

オ ヒアリングに欠席した者は、本プロポーザル不参加とする。

10 評価

(1) 以下の項目についてア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点を行い、ア及びウの採点結果と各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方とする。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。なお、詳細な採点基準や最低基準点は、

別紙評価基準表に示すとおりとする。

ア 業務経歴等（90点満点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（50点）

（イ）業務担当者等の実績・能力（40点）

イ 業務実施計画等（72点満点）【選考委員評価】

（ア）知識（12点）

（イ）組織体制（8点）

（ウ）マネジメント（24点）

（エ）研修（4点）

（オ）セキュリティ（4点）

（カ）取組意欲（20点）

ウ 価格（50点満点）【事務局評価】

※評価点（500点満点）＝ア【業務経歴（90点）】＋イ【業務実施計画等（72点）×5人】＋ウ【価格（50点）】

（2）価格点について

価格点は、評価点500点満点のうち50点を満点とする。

（3）最高得点の提案者が複数の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等（カ）取組意欲」の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

（4）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方としない。

（5）5名の選考委員のうち1名以上が「不十分」と評価した項目がある提案者は、契約の相手方としない。

（6）選考は以下の5名の委員により行う。

豊田市博物館館長

村田 眞宏

豊田市美術館館長

高橋 秀治

豊田市美術・博物部 副部長

成瀬 文浩

豊田市博物館運営協議会 委員

釘宮 順子

豊田市美術館運営協議会 委員

正村 美里

1 1 選考結果の通知及び契約

（1）選考結果通知（予定）日

令和8年10月27日（火）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

（2）契約（予定）日

令和8年12月24日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1 2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 博物館は修繕工事をする可能性があり、工事の実施時期によっては、令和9年12月頃以降の時期において、3か月程度休館する場合がある。休館する場合は、休館開始日の6か月前までに博物館から受注者にその旨と休館期間を通知する。その場合は休館期間に応じて、受付・看視業務の内容、従事者の配置人数（ポスト数）及び契約金額を変更するものとする。
- (3) 本契約の履行結果が優良な場合、令和10年度、令和11年度に予定している当業務について、本契約の相手方として随意契約により締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。
- (4) 採用案（契約締結先の提案書、提出図書等を含む）の著作権は、豊田市に帰属するものとする。
- (5) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) ヒアリング実施前に選考委員との接触を禁止する。
- (7) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容変更は、原則として認めないものとする。
- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損傷が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (11) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、豊田市が定める。
- (12) その他本要領に定めのないことについては、別添「豊田市博物館及

び美術館における展示会場等運営業務委託仕様書」のとおりとする。

【問合せ先（提出先）】

〒471-0034 豊田市小坂本町5丁目80番地

豊田市役所 美術・博物部 博物館 施設・総務担当

電 話 0565-32-6512（直通）

FAX 0565-85-0902

E-mail hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp